

## 公立病院改革プラン

団 体 名		山梨県山梨市小原西843					
プ ラ ン の 名 称		山梨市立牧丘病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 18日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	山梨市立牧丘病院					
	所 在 地	山梨市牧丘町窪平302番地2					
	病 床 数	30床					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、小児科					
公立病院として今後果たすべき役割		<p>牧丘病院事業においては、地域医療の核として地域に根付いた「公設民営」を目指し、平成16年から、指定管理者制度導入に向けプロジェクトチームを結成し、平成18年4月1日に指定管理者制度を導入した。</p> <p>指定管理者導入後は医業収支も2年目で単年度黒字となっており、病床利用率においても、平成19年度実績で78.5%を達成しており、指定管理者制度を導入した成果が確実に表れている。</p> <p>今後も、高齢化が進む中、地域医療の拠点として、往診による在宅医療を促し、民間のノウハウにより質の高い医療サービスを提供しつつ、医療費の抑制に努め、地域住民の医療、保健等多岐にわたり安心できるよう、努めていきたい。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(企業債元利償還金等の2分の1(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2))</li> <li>・建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費の2分の1)</li> </ul>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度 実績	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	100.0	100.1	100.1	100.3	137.6	
	職員給与費比率	—	—	—	—	—	指定管理者制度のため
	病床利用率	78.5%	79.0%	80.0%	80.0%	80.0%	
	平均在院日数	24.9	23.0	22.0	22.0	22.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>既に、力を入れている往診による在宅医療を、更に促進し、病床利用率の向上、及び平均在院日数の短期化へつなげていけるよう指定管理者と協議していく。</p> <p>平成19年度ベースで黒字は達成している。</p>					

				団体名 (病院名)	山梨県山梨市 (山梨市立牧丘病院)		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度 実績	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	備 考
紹介患者数		150	180	200	200	250	年間延べ患者数
手術件数		0	0	0	0	0	年間延べ患者数
救急患者数		598	600	650	650	650	年間延べ患者数
往診件数		1,260	1,440	1,800	1,800	1,800	年間延べ患者数
地域医療相談数		180	200	240	250	250	年間延べ患者数
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	○平成18年度から指定管理者制度(利用料金制)を導入済 (財団法人 山梨厚生会を指定管理者に指定)				
		事業規模・形態の見直し	○平成18年度から指定管理者制度(利用料金制)を導入済 (財団法人 山梨厚生会を指定管理者に指定)				
		経費削減・抑制対策	○平成18年度から指定管理者制度(利用料金制)を導入済 (財団法人 山梨厚生会を指定管理者に指定)				
		収入増加・確保対策	○指定管理者である「民営の活力」、「既に構築されているネットワーク」等のノウハウを生かす。				
		その他					
	各年度の収支計画		【別紙2、3】のとおり				
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	61.60%	18年度	69%	19年度	78.50%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成18年度の指定管理者制度導入後は、確実に病床利用率が伸びているが、今後も更に病床利用率の向上について指定管理者と協議していく。 指定管理導入前の累積欠損金については、財政状況を見極めながら一般会計から繰入れ、累積欠損金に充てる計画である。					

団体名  
(病院名)

山梨県山梨市  
(山梨市立牧丘病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する峡東圏域には、隣接する甲州市に財団法人山梨厚生会が指定管理者となっている甲州市立勝沼病院(病床数51床)が開設されている。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	本市の位置する峡東医療圏については、地域住民の医療ニーズに対応しうる機能を概ね確保されており、2つの公立病院も、同圏域内の同一民間医療法人病院に、指定管理者制度を導入しており検討を要しないと結論付けている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要  (注) 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<p>&lt;時 期&gt;</p> <p>平成20年度中</p> <p>平成22年度中</p>	<p>&lt;内 容&gt;</p> <p>本市が指定管理者としている財団法人山梨厚生会は市内では、山梨厚生病院、隣接市である甲州市では塩山市民病院、甲州市立勝沼病院(指定管理者)を運営しており、既に、ネットワーク化が図られている。</p> <p>市としても、既に構築されている本圏域内のネットワークを見据えていくこととする。</p> <p>平成22年度には指定管理者との指定期間が満了するが、引き続き山梨厚生会と充実した医療が提供できるよう協議していく。</p>
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性  (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要  (注) 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<p>&lt;時 期&gt;</p> <p>平成22年度中</p> <p>平成22年度末</p>	<p>&lt;内 容&gt;</p> <p>平成23年3月に現指定管理期間が完了するが、指定管理者制度導入後の状況を検証し、平成23年度以降の経営形態の在り方について指定管理者制度の継続も含め、各種団体代表、学識経験者など10人からなる「山梨市公の施設指定管理者選定委員会」において以後の方針を決める。</p> <p>現指定管理者の指定期間終了</p>
点検・公表・評価	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	毎年度、指定管理者からの事業報告を基に、改革プランとの照合を行い、取り組み状況の評価、検証を行う。	
	点検・評価の時期(毎年9月頃等)	毎年度9月末までに評価、検証し以後の方針の参考とする。	

その他特記事項	
---------	--

## 1. 収支計画（収益的収支）

（単位：千円、％）

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	21,973	0	0	0	0	0	
	(1) 料金収入	21,973	0	0	0	0	0	
	(2) その他	0	0	0	0	0	0	
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	
	2. 医業外収益	24,885	13,284	5,858	5,581	5,504	5,503	
	(1) 他会計負担金・補助金	0	12,084	5,851	5,577	5,500	5,500	
	(2) 国（県）補助金	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他	24,885	1,200	7	4	4	3	
	経常収益(A)	46,858	13,284	5,858	5,581	5,504	5,503	
	入	1. 医業費用 b	59,771	10,211	4,793	5,182	5,181	3,781
(1) 職員給与費 c		0	0	0	0	0	0	
(2) 材料費		6,660	0	0	0	0	0	
(3) 経費		0	0	0	0	0	0	
(4) 減価償却費		11,036	10,211	4,793	5,182	5,181	3,781	
(5) その他		42,075	0	0	0	0	0	
2. 医業外費用		2,644	3,073	1,058	395	306	218	
(1) 支払利息		2,644	1,873	1,058	395	306	218	
(2) その他		0	1,200	0	0	0	0	
経常費用(B)		62,415	13,284	5,851	5,577	5,487	3,999	
経常損益(A)-(B)(C)		▲ 15,557	0	7	4	17	1,504	
特別損益		1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
		2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
		特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)	▲ 15,557	0	7	4	17	1,504		
累積欠損金(G)	243,700	243,700	243,693	243,689	243,672	242,168		
不良債務	流動資産(ア)	0	0	7	11	15	18	
	流動負債(イ)	0	0	0	0	0	0	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	
	不良債務(オ)	0	0	▲ 7	▲ 11	▲ 15	▲ 18	
差引{(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	0	0	▲ 7	▲ 11	▲ 15	▲ 18		
単年度資金不足額(※)	0	0	▲ 7	▲ 4	▲ 4	▲ 3		
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	75.1	100.0	100.1	100.1	100.3	137.6		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	36.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	0	0	0	0	0	0		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0		
病床利用率	69.0	78.5	79.0	80.0	80.0	80.0		

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=（「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」）

・不良債務額が負の数となる場合（不良債務が発生しない場合）においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=（「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」）

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	9,324	18,351	1,856	1,075	2,563
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	0	9,324	18,351	1,856	1,075	2,563
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	0	9,324	18,351	1,856	1,075	2,563	
支 出	1. 建設改良費	0	0	2,793	0	0	0
	2. 企業債償還金	18,764	19,535	20,351	7,038	6,256	6,344
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	18,764	19,535	23,144	7,038	6,256	6,344
差引不足額 (B)-(A) (C)	18,764	10,211	4,793	5,182	5,181	3,781	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	9,444	10,211	4,793	5,182	5,181	3,781
	2. 利益剰余金処分量	9,320	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	18,764	10,211	4,793	5,182	5,181	3,781	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0)	(10,836)	(5,146)	(5,314)	(5,296)	(5,355)
	0	12,084	5,851	5,577	5,500	5,500
資本的収支	(0)	(3,108)	(6,583)	(619)	(359)	(855)
	0	9,324	18,351	1,856	1,075	2,563
合計	(0)	(13,944)	(11,729)	(5,933)	(5,655)	(6,210)
	0	21,408	24,202	7,433	6,575	8,063

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

【別紙1】 一般会計における経費負担の考え方(詳細)

			項目	趣旨	基準	算出方法	21年度予定(単位:千円)
収益勘定繰入	医業外収益	負担金	病院の建設改良に要する経費(利息)	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院の企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(企業債元利償還金等の2分の1(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2))	償還利息額 395千円 →基準額 263千円 →基準外繰出 132千円	395
			その他	病院の累積欠損金を減少するために一般会計が負担する経費		一般会計全般の財政状況を見ながら、財政担当と協議する。	0
				病院の減価償却相当額について一般会計が負担する経費		当該年度の減価償却相当額	5,182
収益勘定繰入合計(ア)							5,577
資本勘定繰入	負担金		病院の建設改良に要する経費(元金)	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院の企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(企業債元利償還金等の2分の1(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2))	償還元金額 1,856千円 →基準額 1,237千円 →基準外繰出 619千円	1,856
			病院の建設改良に要する経費(建設改良費)	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	建設改良費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費の2分の1)	建設改良費 0千円 →基準額 0千円 →基準外繰出 0千円	0
資本勘定繰入合計(イ)							1,856
繰入合計(ア)+(イ)							7,433